

デジタル統括室発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(令和7年1月分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	庁内情報利用パソコン機器 (個別調達用)一式長期借入 (令和6年度借入(その5))	事務用品賃貸	東京センチュリー株式会社	799,920	令和7年1月10日	地方自治法施行令第167条の2 第1項第8号	8号	—

随意契約理由書

1 案件名称

庁内情報利用パソコン機器（個別調達用）一式長期借入（令和6年度借入（その5））

2 契約の相手方

東京センチュリー株式会社

3 随意契約理由

本件調達あたり、令和6年7月22日開札の「庁内情報利用パソコン機器（個別調達用）一式長期借入（令和6年度借入（その1））」にて発注を行った結果、応札者なしのため案件取り止めとなった。

再度、令和6年11月28日開札の「庁内情報利用パソコン機器（個別調達用）一式長期借入（令和6年度借入（その4））」にて再発注を行ったが、応札者なしのため案件取り止めとなった。

本調達は令和7年3月1日よりリース開始を要する借入であり、1・2回目の入札における予定価格およびその他の条件を変更せずに、2回目の入札が不調となった際に事情聴取を行った8事業者のうち5事業者に見積依頼し、唯一見積提出があった事業者を契約相手方として特名随意契約をおこなうものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
(8号)

5 担当部署

デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7131)